

道における環境配慮契約への対応方針 ～効果的な導入のあり方～

1 趣 旨

- 道では、自ら行う事務事業について、環境への負荷を率先して低減することとし、様々な環境配慮の取組を進めている。
- 物品等の調達者としての立場では、これまで「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）に基づき、平成13年に策定した「北海道グリーン購入基本方針」及びその具体的指針として毎年定める「環境物品等調達方針」により、環境配慮型製品やサービス等を優先的に選択し調達しているところ。
- 一方、平成19年には「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（以下「環境配慮契約法」という。）が制定され、国等の機関では、グリーン購入法に基づく調達に加え、国が基本方針で定める特定の種類の契約について、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、より積極的に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の推進がなされているところ。
- 環境配慮契約法では、努力義務として、地方公共団体に対しても国に準じて環境配慮契約を推進することを求めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境配慮契約の推進に関する方針を作成することとされている。
- 本対応方針は、環境配慮契約法の趣旨を踏まえ、道の機関における環境配慮契約の効果的な導入に当たっての考え方と対応の方向を示すものであり、環境配慮契約法第11条の規定に基づく方針と位置づけるものである。
- なお、本対応方針によって道の各機関、部局の率先した独自の環境配慮契約の取組を妨げるものではない。

2 効果的な導入に当たっての基本的な考え方

（1）導入可能な契約、機関等からの試行的な導入

国の基本方針では、政府の温室効果ガス総排出量の9割以上に関係するとされる自動車の購入など重点的に配慮すべき契約について、契約に関する法律等との整合性や調和、公正な競争の確保なども考慮し、具体的な契約の方法を定めている。

本対応方針では、国の基本方針を踏まえつつ、道として、効果的・効率的な環境配慮契約の導入を図るため、道の事務事業における温室効果ガスの排出実態、道内事業者等の状況、調達予定、導入による事務量の増加、環境負荷削減効果等を勘案し、国の基本方針で定める契約のうち、導入が可能なものから取り組むものとする。

また、実施機関等や取組を限定的に試行するなどして、課題、効果等を検証しつつ、事務手続の簡素・効率化等についても留意しながら、取組の拡大について検討する。

（2）グリーン購入手続の活用

国の基本方針で定める契約のうち、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスを調達する契約については、既に取り組んでいるグリーン購入と同様の趣旨であることから、必要に応じグリーン購入制度の調達手続の活用による取組を図る。

また、今後とも同制度による環境への負荷が少ない物品・役務の調達に努める。

3 対応の方向

2の基本的考え方を踏まえ、当面の対応の方向を次のとおりとする。

なお、今後とも試行的な取組の実施と課題、効果の検証や道内事業者等の状況の把握等に努めながら、取組の拡大について検討を行うこととする。

(1) 産業廃棄物の処理に係る契約

環境負荷低減、適正な産業廃棄物処理、優良な産業廃棄物処理業者の育成等の観点から、平成26年度から「環境物品等調達方針」に産業廃棄物の優良認定業者への処理について配慮事項を加える。なお、この場合、地域や廃棄物の種類によっては、処理業者が限定されていることに配慮する。

(2) 自動車の購入等に係る契約

出納局が取り扱う自動車の購入等について、環境性能（燃費）と価格の両面から総合的に評価し、契約の相手方を決定する「総合評価落札方式」による契約を平成25年度から試行的に導入していることから、今後ともこの取組を継続する。

(3) 建築物の設計に係る契約

建設部では、道有施設の設計に係るプロポーザル方式の契約について、国の基本方針と同様に、必要に応じて環境に配慮した技術提案を求め評価を行い、設計者を選定していることから、同部において今後とも取組を継続する。

(4) 電気の供給を受ける契約

総務部が取り扱う電気の供給を受ける契約に係る入札については、国の基本方針に準じた「裾切り方式」による資格審査基準を試行的に導入する。

(5) その他の契約

国の基本方針で定める契約のうち、ESCO事業（省エネルギー改修事業）については、道では既に導入済み。船舶の設計に係る契約については、対象船舶や国における導入実績も極めて限定的であるなどの課題があることから、今後の事業者や国の動向なども踏まえ、具体的な対応の方向について検討を行う。

なお、国では、今後も適宜、基本方針に新たな契約の種類を追加することが想定されるが、道としては、この基本的な考え方に沿って導入の検討を行う。

4 契約実績の公表

環境生活部は、毎年度、この方針に基づく道の契約実績の概要をとりまとめ、その結果をホームページ等により公表する。

5 対応方針の見直し

国の基本方針、道の契約実績などを踏まえ、必要に応じて本対応方針の見直しを行う。